

「第3次白杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」(案)  
 に対する意見と市の考え方

意見 の概要	<p>①新型コロナ罹患者への差別で自死者を出した反省が薄すぎでは？          ②先月の中央公民館での憲法の講演会に市長、幹部、職員、教職員も来ない意識の低さを何とかしません？基本的人権って日本国憲法に書かれているのをご存じですか？</p>
市の 考え方	<p>① 新型コロナウイルス感染症に関連する差別への対応について          新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見により、尊い命や尊厳が傷つけられた事態に対し、市としても大変重く受け止めております。二度とこうした悲劇を繰り返さないためには、過去の教訓を活かし、実効性のある対策を講じることが不可欠です。本計画(案)におきましても、この問題を重要課題として捉え、第4章「8. 感染症患者等の人権問題」において、“感染症拡大が差別や偏見を生み、私たちの意識に深刻な影響を与えている”ことを課題として明記しています。また、その具体的な対策として、誹謗中傷や風評被害を防ぐための啓発活動に加え、孤立や困りごとを早期に察知し、市民の皆様を丁寧に支える「相談体制の充実」を推進することを定めています。          いただいたご意見を参考に、いかなる場合でも差別を許さない社会づくりを一層進めてまいります。</p> <p>② 人権意識および憲法理解に関するご意見について          市職員、教職員など、公務に携わる者は、日本国憲法が保障する基本的人権の尊重をすべての行動の基本とする必要があります。本計画では、言うまでもなく「基本的人権の尊重」を基礎としており、日本国憲法や「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念にのっとり制定した「白杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例」をもとに基本理念を定めています。          白杵市では、職場研修基本方針を定め、市職員一人ひとりが全体の奉仕者として必要な人権感覚を身につけられるように、役職ごとの階層別研修や全職員を対象にした人権研修を実施しています。また、教職員においても、管理職研修や各学校で実施する研修に加え、小中学校一体のブロック別研修なども定期的実施し、人権意識や指導力の向上を図っています。          なお、本計画(案)第5章では、市職員、教職員など、人権に関係が深い職業に従事する者について、継続して専門的な知識や実践的な対応力の向上を図ることのほか、職種別に今後の取組方針も示しています。          人権意識の向上には継続的な学習が不可欠となりますので、本計画に基づき、様々な機会を捉えた研修を重ね、一人ひとりの意識改革を推進してまいります。</p>